

質疑・回答の一覧

番号	仕様書等の 該当箇所	該当 ページ	該当部分(一部省略)	質疑	回答
1	公募要領 5(3)③	5	③企画提案書について ・使用する用紙は、表紙を含め各様式ともA 4 縦とすること。	使用する用紙は表紙も含め、A4縦となっておりますが、A4横印刷でも問題ありませんでしょうか。	A4横印刷でも問題ありません。
2	公募要領 5(3)④キ	5	キ グループによる申請について 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、グループの名称及び代表者を定めて、「グループの協定書又はこれに準ずる書類」（任意様式）を提出すること。	ツールとして他の法人が提供するソフトウェアを活用したいと考えております。この場合、ソフトウェアを提供する法人をグループの構成員に含める必要がありますか。	含める必要はありません。
3	公募要領 9(1)(2)	9	(1) 委託対象となる経費 (2) 購入機器等の帰属及び管理	委託契約上支払い対象となる経費の計上について、本業務に関わる全ての経費申請は実費精算のように見受けられます。 ①契約書（案）では、契約の達成によって対価を受け取る契約（成果物の検収による請負契約）とも判断できますが、いずれになりますでしょうか。 ②また、本事業において利益の計上は可能でしょうか。 ③契約の達成によって対価を受け取る契約（成果物の検収による請負契約）の場合、本項（9項1,2）の削除もしくは見直しをお願い致します	① 埼玉県としては、本事業を「契約の達成によって対価を受け取る契約」として実施する方向で調整をおこなっておりますが、財源別 [※] に取扱いが異なる可能性があります。 ※本事業では、文部科学省「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」により実施する部分（＝国庫活用部分）があります。 県費部分は「契約の達成によって対価を受け取る契約」として実施します。国庫活用部分に関しては、9/30現在、国と埼玉県との間で契約内容の協議を行っているところです。協議の結果によっては、国庫活用部分のうち、県と受託者様の契約が「再委託」の扱いとなる場合があります。この場合、実費精算となります。 ② 概算見積額、契約額に利益の計上が可能であるかは、応募者・受託者様の御判断によるものと考えますが、本県としては、応募者・受託者様の利益が含まれて計上されているものと考えております。 ③ ①記載の協議の結果によっては、本項の見直しを行うことがあります（公募要領9に関し、【国庫活用部分は適用有、県費部分は適用無】又は【国庫活用部分、県費部分ともに適用無】となる場合があります）。協議の結果を踏まえ、適宜見直し状況をお知らせします。本質問への回答を更新の上、HPに掲載いたします（質問をいただいた事業者様に対しては、個別に通知いたします）。
4	公募要領 9(2)	9	(2) 購入機器等の帰属及び管理 受託者(共同事業体により事業を実施する場合は、共同事業体を構成する全機関をいう。以下同じ。)が委託契約に基づき「購入した機器類等の物品」の所有権は、研究の実施期間中は受託者に帰属する。受託者には、研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理する。研究終了後の取扱いについては、別途、協議する。	購入機器等の帰属および管理について、所有権の受託者への帰属期間は2019年度のみとなりますでしょうか。それとも事業期間である4年間でしょうか。	契約は単年度で行うため、所有権の受託者様への帰属期間は、原則として2019年度のみとなります。 ただし、2019年度と同一の受託者様が継続して次年度以降も受託する場合（事業の進捗状況の評価等により、次年度以降の契約可否を判断いたします）は、所有権は引き続き受託者様に帰属することを想定しております。

質疑・回答の一覧

番号	仕様書等の 該当箇所	該当 ページ	該当部分(一部省略)	質疑	回答
5	公募要領 11(1)	10	11 (1) 研究成果報告書等 研究成果については、国への報告会への出席、発表等の協力を 行うこと。なお、報告会に係る費用は受託者の負担とする。	報告会にかかわる費用の負担についてですが、国への報告会に関わる費用とい うことでしょうか(会議室賃借料など)。国への報告者は貴県であるという認識です。想 定している費用項目例をご提示願います。	報告会は①国への報告会と②県内での報告会の二つを予定しております。 ①国への報告会 国への報告は県が行います。受託者様には、国への報告を県が行うに当たり、発表 の協力をいただくことを想定しております。この場合、受託者様側の旅費を負担してい たきます。 ②県内での報告会 県内の学校関係者を対象に、実証研究の成果報告会を行う予定です。この場合、 会場使用料を負担していただきます(会場使用料が発生しない学校・市町村役 場・県庁の会議室を使用する可能性もあります。報告会で使用する会場につい ては、県と受託者様との間で協議の上、決定することとします)。
6	仕様書 2(2)	4	組織体制の構築に当たっては、埼玉県教育委員会と連携する 大学や研究機関など、研究成果の検討等を講じることができる ように配慮すること。なお、企画提案書には、事業実施に係る 組織体制(大学や研究機関などとの連携を含む)を提案する こと。	県が連携する大学や研究機関などと、研究成果の検討等を講じることができると に配慮することの記載があります。 配慮可能な場合、その旨提案書に記載すればよいでしょうか。	配慮が可能である旨を提案書に記載してください。 また、応募者が独自に大学や研究機関との連携体制を構築可能な場合は、その旨 も併せて提案書に記載してください。
7	仕様書 2(15)	8	略	仕様書では「著作権は、原則として、県教育委員会に帰属するものとする。詳細 は、協議の上、決定する。」と記載されています。一方、委託契約書(案)では、 受託者(乙)が書面(様式4)で埼玉県(甲)に届け出た場合、「甲は、当 該知的財産権を乙から譲り受けないものとし、乙は、本件プログラム等を利用して 業務と同種のプログラム、データベース、書類等を作成することができる。」とされてい ます。委託契約書(案)の記載が優先と認識してよろしいでしょうか。	著作権等の取扱いに関する詳細は、委託先候補者の選定後に、県と委託先候補 者が協議・合意の上で、決定します。 委託契約書(案)は、公募要領10ページ「11(2)研究成果の著作権等の帰属」 2段落目記載の趣旨を踏まえて提示したものです。
	委託契約書 (案) 第24条	6	略		
8	仕様書 別紙1	10	別紙1 委託業務のスケジュール(見込) 令和元年 10月～ ① 取得済みデータの整形 ② 未取得データの蓄積手法やデータベース化手法の検討・提 案	業務の開始時期が10月からとなっておりますが、決定時期等と踏まえ実際には11 月開始見込みと考えますが、契約締結後スケジュールを調整をさせていただくことは 可能でしょうか。	可能です。 県と受託者で協議の上、スケジュールを調整いたします。

質疑・回答の一覧

番号	仕様書等の 該当箇所	該当 ページ	該当部分(一部省略)	質疑	回答
9	委託契約書 (案) 3条	2	第3条 乙は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。	再々委託は申請により可能でしょうか。	<p>県費活用部分 …県が書面により承諾をした場合は可能です。</p> <p>国庫活用部分 …質問番号3①の協議結果によります。国の委託要項上、以下の整理となる場合があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>経費として認められない 委託 再委託 再々委託 国 → 県 → 受託者様 → 事業者</p> <p>経費として認められる 委託 再委託 雑役務(請負) 国 → 県 → 受託者様 → 事業者</p> </div>
10	参考様式(見積書)	-	略	<p>①参考様式(見積書)では区分がA,Bに分かれています。契約についてもA,Bの2契約に分割される予定でしょうか。</p> <p>②また、分割される場合、それぞれの契約はともに、ご提示いただいている委託契約書(案)が適用されるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>③もし、それぞれの契約で適用される契約書が異なる場合は、それぞれの契約書案をご提示いただけないでしょうか。</p>	①②③契約は1本で行います。